

薩摩川内市環境基本計画（第3期） 概要版

環境基本計画は、「第1章 計画の基本的事項」、「第2章 計画の目標」、「第3章 施策の展開」、「第4章 計画の推進」で構成されています。詳細は環境基本計画本編をご参照ください。

薩摩川内市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の目的

薩摩川内市の環境を、健全で恵み豊かなものとして維持し、次世代に継承するため、環境基本計画の第1期計画を2007（平成19）年、第2期計画を2016（平成28）年に策定、2020（令和2）年に中間見直しを行い、**基本理念の実現を掲げて環境保全に向けた各種施策に取り組んでいます。**

顕在化している身近な問題や、地球温暖化等の地球環境問題にも対応するとともに、市域におけるさらなる良好な環境の保全・創出を目指すため、今回「薩摩川内市環境基本計画（第3期）」（以下「本計画」）を策定しました。

計画の役割・位置付け

「薩摩川内市環境基本条例」に基づき、環境保全施策の総合的・計画的な推進を図る、本市の施策に関する各種計画の基本となる計画です。本市の最上位計画「第3次薩摩川内市総合計画」に掲げる将来像の実現を環境面から推進する役割を担います。

本市の目指すべき「**環境像**」と「**基本理念**」、今後の環境行政指針となる「**市民・事業者・市（行政）**」の各主体が担うべき役割を明らかにし、相互協力しながらより良い環境の保全・創出に向けた取組を推進することを目的としました。

基本理念
自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内

基本理念を実現するための4つの基本方針

- ◆ 環境負荷の少ないまち
- ◆ 地球環境を大切にするまち
- ◆ 自然にふれあえるまち
- ◆ みんなで考え行動するまち

顕在化している身近な問題

環境美化活動の退潮	ごみのポイ捨てや不法投棄が増加
ごみのリサイクル	進展が遅れており、早急な対応が必要
農林業の課題	後継者不足で管理が行き届かない農地や森林が増加し、有害鳥獣による被害が増加
生態系保護	特定外来種の影響で環境保全に支障

環境基本計画の策定・運用

2007-15年度 第1期計画 → 2016-24年度 第2期計画 → 2025-33年度 第3期計画

計画の対象

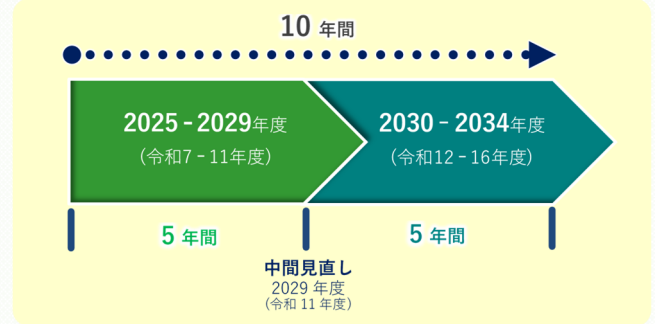
対象とする「地域」は、原則として**薩摩川内市全域**とします。河川等の流域や、大気汚染のように広域的なものについては、国、県及び他の地方自治体等と協力しながら計画を進めます。

対象とする「分野」は、**地球環境、循環型社会、自然環境、生活環境、環境保全活動の5分野**です。本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえます。

計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、**2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間**とします。

なお、社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、本計画の中間年（2029（令和11）年度）に見直しを行います。

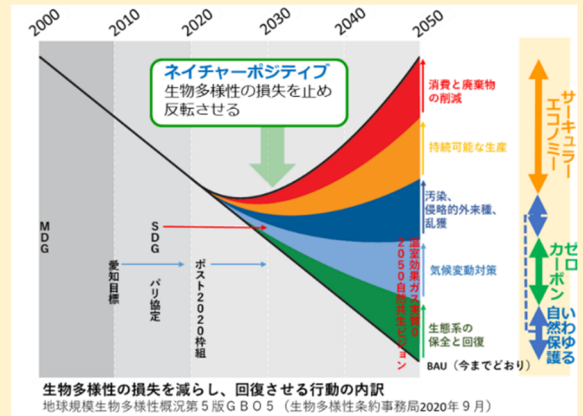


環境分野の動向

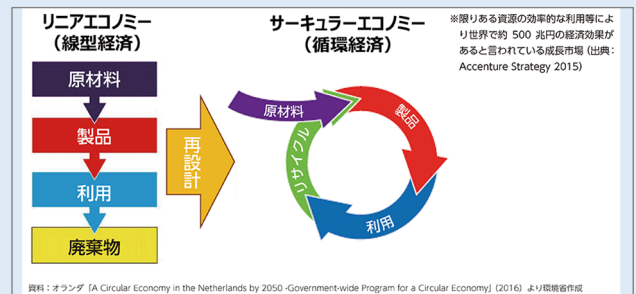
国の**第六次環境基本計画**が2024年5月に策定。環境保全を通じた「**現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質の向上**」を最上位の目的として掲げています。近年の様々な環境危機に対して、環境面・経済面・社会面等の様々な面からアプローチした、よりの確かつ効果的な環境政策が期待されます。

気候変動抑制に関する国際協定である「**パリ協定**」が2016年11月に発効。日本では2021年3月に「**地球温暖化対策推進法**」が改正され、**2050年までのカーボンニュートラルの実現が基本理念に明記**されました。また、進行する地球温暖化にさらに適応するため、「**気候変動適応法**」が2023年4月に改正されました。

「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」（2022年12月）で、2030年までの新たな目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」が採択されました。2050年ビジョン「**自然と共生する世界**」達成のため、**2030年までに陸域・海域の30%以上を保全する「30by30目標」**等を行動目標として位置付けられています。国は目標達成に向けた地域認定制度（OECM）を、2023年度から開始しました。



資源循環においては、資源の効率的な利用と廃棄物の最小化を目指す経済モデル「**サーキュラーエコノミー（循環経済）**」が近年注目されています。従来のリニアエコノミー（線形経済）に対し資源の投入量や消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら付加価値を生み出す、「**循環経済**」への移行を目指すものです。企業の事業活動の持続可能性を高める新たな競争力の源泉となる可能性を秘めています。



出典) 環境省「令和3年度環境白書」

目指すべき環境像

第1期計画で定めた基本理念となる環境像『自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内』を引き継ぎ、将来へとバトンをつなぐべく新たな環境像を掲げ、その達成を目指します。

【新たな環境像】

人と自然がつながり、持続可能な社会を紡ぐまち 薩摩川内

基本方針

本市の地域特性、社会状況を踏まえ、5つの基本方針を設定し、環境像の達成を目指します。そのためには、市民、事業者、関係する各種団体と連携し、基本方針達成のための施策を着実に推進します。

人と自然がつながり、
持続可能な社会を紡ぐまち
薩摩川内

基本方針

1

脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルのまちづくり～

1-1 地球温暖化対策の推進

1-2 省エネの更なる推進

1-3 再生可能エネルギーの推進

1-4 移動手段の脱炭素化

基本方針

2

資源循環型社会の形成

～資源を循環するまちづくり～

2-1 ごみの適正処理、減量化と資源化

2-2 環境美化の推進

基本方針

3

自然共生社会の実現

～自然とふれあい共生するまちづくり～

3-1 自然との共生、ふれあいの推進

3-2 生物多様性の保全

3-3 森林・農地の保全

基本方針

4

生活環境の保全

～安全・安心で快適なまちづくり～

4-1 大気環境の保全

4-2 水環境の保全

4-3 安全・安心な環境づくり

4-4 風景・景観の保全

基本方針

5

環境保全活動の推進

～みんなで考え協働するまちづくり～

5-1 環境教育・環境学習の充実

5-2 環境保全活動の推進

基本方針

1. 脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルのまちづくり～

- 1-1 地球温暖化対策の推進
- 1-2 省エネの更なる推進
- 1-3 再生可能エネルギーの推進
- 1-4 移動手段の脱炭素化



市の施策

- ・市民・事業者と連携し、地球温暖化防止施策を推進し、温室効果ガス排出量を削減を目指します。
- ・環境保全率先行動計画に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減します。
- ・市カーボンニュートラル地域戦略を公表し、地球温暖化対策の必要性、重要性を普及啓発します。
- ・市民・事業者と一体となり、市街地の緑化、美化に取り組むとともに、自主的な活動を支援します。
- ・家庭や事業所での省エネを普及啓発します。
- ・公共施設の省エネに取り組むとともに、再エネ設備の導入を検討します。
- ・ICTを活用したスマートタウンの実現を目指し、情報提供します。
- ・次世代エネルギー技術研究とエネルギーの使い方に関する仕組みづくりを推進します。
- ・パークアンドライドを推進します。
- ・共同輸送、物流システムの情報化等による流通・物流の効率化を事業者に促します。

2. 資源循環型社会の形成

～資源を循環するまちづくり～

- 2-1 ごみの適正処理、減量化と資源化
- 2-2 環境美化の推進



- ・ごみ処理施設におけるごみの適正かつ効率的な処理に取り組み、最終処分量を削減します。
- ・市民へのごみの適正な分別・排出の普及啓発を行います。
- ・災害時のごみ処理体制の充実・強化を推進します。
- ・プラスチック製廃棄物の資源化と生ごみの減量化を推進します。
- ・グリーン購入やエコ商品の情報提供及び啓発活動を行います。
- ・食品ロス削減運動に取り組むとともに、不要となった衣類の資源化を促進します。
- ・「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向けて、「サーキュラーパーク九州」の構築を目指します。
- ・市民・事業者・市の協働による環境美化活動を推進します。
- ・ごみのポイ捨て及び不法投棄防止を啓発します。
- ・海岸漂着物の実態を把握し、関係団体等へ情報提供します。
- ・市民、事業者と協力して海岸や河川敷の清掃を行い、漂着ごみの発生抑制及び回収を推進します。

3. 自然共生社会の実現

～自然とふれあい共生するまちづくり～

- 3-1 自然との共生、ふれあいの推進
- 3-2 生物多様性の保全
- 3-3 森林・農地の保全



- ・自然環境保全の意識高揚を図るため、市民参加型イベントなどによる意識啓発を推進します。
- ・自然とふれあえる場を確保し、自然観察会等の自然体験学習を推進します。
- ・甌島の自然環境を活かした、甌島エコツーリズムを推進します。
- ・蘭牟田池等での自然環境の保全に向けた取組を推進するとともに、貴重な動植物の保護情報を提供します。
- ・ウミガメの保護監視パトロール並びに藻場の保護活動を市民・事業者と協力して実施します。
- ・道路、河川敷の適正管理及び環境保全型資材の活用により、動植物の生息・生育空間づくりを推進します。
- ・希少野生動植物のモニタリング及び保護に取り組みます。
- ・イノシシ、シカ等による農作物等への被害防止のための対策を推進します。
- ・関係機関等と連携・協力し、特定外来生物の駆除・防除及び侵入の未然防止に取り組みます。
- ・ビオトープの確保に配慮した親水空間の整備を推進します。

市 民

- ・地球温暖化について家庭で話をしてみましょう。
- ・環境家計簿、エコライフ・チェックシートを利用して、ライフスタイルの見直しに取り組みましょう。
- ・環境に優しい商品の購入に努め、廃棄物の処理はルールを守りましょう。
- ・自宅敷地内の緑化に努めるとともに、地域の美しい景観を保全しましょう。
- ・早寝早起き型の生活や節電・省エネを心がけましょう。
- ・電化製品等は省エネ型や節水型の製品を選びましょう。
- ・住宅への HEMS の導入と、新築・改築の際は ZEH を検討しましょう。
- ・次世代エネルギーに関する理解を深め、再エネを積極的に導入しましょう。

- ・ごみは分別ルールを守り、適正に排出しましょう。
- ・プラスチック製品を分別・資源化しましょう。
- ・買い物にはマイバッグを持参し、過剰な包装を断りましょう。
- ・ものを大切に長く使い、必要な分だけ購入しましょう。
- ・料理を作りすぎず、食べ残しをしない等、生ごみの減量化を心がけましょう。
- ・ごみは野焼きしない等、適正に処理しましょう。
- ・地域を大切に、清掃活動に参加しましょう。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄をしないようにしましょう。
- ・ペットは正しく管理し、周りの迷惑とならないようにしましょう。
- ・ごみ出しはルールを守り、正しく処理しましょう。
- ・不法投棄を見つけたら市、県等に連絡しましょう。
- ・所有地やごみ収集所を適正に管理しましょう。
- ・海や河川の利用マナーの向上に努めましょう。

- ・自然観察会等に参加し、身近に生息・生育する動植物等、自然に関する知識と理解を深めましょう。
- ・野生生物の保護活動に参加し、動植物を捕まえたり持ち帰ったりしないようにしましょう。
- ・河川敷や公園を適切に利用し、ごみは持ち帰りましょう。
- ・グリーン・ツーリズム、甌島エコツーリズムに参加しましょう。
- ・希少野生生物の保護活動に協力しましょう。
- ・特定外来生物の駆除に協力しましょう。
- ・動植物を正しく飼育・栽培し、むやみに遺棄（放流）しないようにしましょう。
- ・森林や農地について学習しましょう。
- ・林業や農業のイベントに参加しましょう。
- ・地元産の旬の食材を調理し、地産地消を心がけるとともに、地域の伝統料理や地元食材を使った料理を伝えていきましょう。
- ・有害鳥獣対策に協力しましょう。

事 業 者

- ・地球温暖化の問題への理解を深め、環境にやさしい物品の購入に努めましょう。
- ・エネルギーを合理的に使用し、温室効果ガスを削減しましょう。
- ・事業所内の緑化に努めましょう。
- ・冷暖房機器の設定温度を適切に管理するとともに、照明や OA 機器の節電を心がけましょう。
- ・製造設備・空調設備等の導入・更新の際は、省エネ型製品を選びましょう。
- ・省エネナビ、BEMS、FEMS の導入と、新築・改築時には ZEB を検討しましょう。
- ・再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、エネルギー管理・エネルギーマネジメントを行いましょう。
- ・共同輸送や効率的な輸送システムを採用し、低公害車を導入しましょう。

- ・法令を遵守し、適正にごみを排出・処理しましょう。
- ・プラスチック製品の分別・資源化、書類のペーパーレス化の検討などを行い、ごみを減量しましょう。
- ・事業者間でリサイクルを連携し、環境にやさしい製品の購入、製造及び販売に努めましょう。
- ・運搬用梱包材のリユース、販売した製品のリサイクルを検討しましょう。
- ・ごみを出さない事業活動を実践しましょう。
- ・工場や事業場周辺の清掃を定期的に行うとともに、地域の環境美化・清掃活動に協力しましょう。
- ・敷地周辺のごみ散乱防止に努め、不法投棄を絶対にしないようにしましょう。
- ・法令を遵守し、ごみを適正に処理しましょう。
- ・所有地を適正に管理しましょう。

- ・大規模事業の実施にあたっては、自然環境への影響を最小化しましょう。
- ・自然環境に配慮した最新技術を取り入れましょう。
- ・自然とのふれあいの大切さを確認しましょう。
- ・自然観察会などに参加し、協力しましょう。
- ・野生生物の保全・保護活動に参加し、支援しましょう。
- ・森林ボランティア、グリーン・ツーリズム等の活動を企画し、市民との交流を深めましょう。
- ・特定外来生物の知識を深め、駆除に協力しましょう。
- ・法令を遵守し、化学物質や農薬を適正に管理・使用しましょう。
- ・生物多様性に配慮した原材料の調達等を行いましょう。
- ・自社所有地の OECM 登録を検討しましょう。
- ・森林・農地を適正に管理し、公益的機能を維持しましょう。
- ・遊休農地の有効活用を検討しましょう。
- ・有害鳥獣対策に協力しましょう。

4. 生活環境の保全

～安全・安心で快適なまちづくり～

4-1 大気環境の保全

4-2 水環境の保全

4-3 安全・安心な環境づくり

4-4 風景・景観の保全



- ・市の公用車にはエコカーを導入するとともに、市民・事業者に普及が進むよう啓発を行います。
- ・大気汚染物質の排出事業者への指導と啓発、監視等を行うとともに、環境負荷の少ない設備の導入及び燃料への転換を促します。
- ・公共交通機関や自転車の利用を促進し、エコドライブを普及啓発します。
- ・アスベスト飛散防止対策の徹底を図り、未然防止に向けた支援を推進します。
- ・大気汚染調査等の情報を収集し、結果を公表します。
- ・野焼き禁止の啓発と監視・指導を徹底します。
- ・悪臭の未然防止を図るため、家畜ふん尿・堆肥等の適正管理等に関する指導・啓発を行います。
- ・公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設等への接続を推進し、処理区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・定期的に河川及び海域の水質測定を行い、結果を公表します。
- ・有害物質の適正な管理を指導・啓発します。
- ・水の有効利用に関する啓発を行います。
- ・公害防止に関する法令の遵守を啓発します。
- ・環境配慮型設備・機械の導入・使用を促進します。
- ・騒音、振動、悪臭等の測定を行い、結果を公表します。
- ・PRTR 制度の情報提供と法令遵守の周知・広報を行います。
- ・環境放射線等のモニタリング結果を周知するとともに、原子力に関する知識を普及啓発します。
- ・景観資源について、景観重要資産の指定による整備・保全及び活用を促進します。
- ・良好な景観を保全するために、定期的な巡回や、違反広告物の監視を強化します。
- ・景観資源の保全を促進するための広報・啓発を行うとともに、観光振興や地域活性化につながるよう、市内外に広く周知します。

5. 環境保全活動の推進

～みんなで考え協働するまちづくり～

5-1 環境教育・環境学習の充実

5-2 環境保全活動の推進



- ・甌島国定公園や県立自然公園を活用し、環境教育・環境学習の場を充実させます。
- ・自然観察会、環境学習、出前講座等を開催し、環境学習の機会の多様化と内容の充実を推進します。
- ・環境学習リーダー及びアドバイザーを養成し、講師派遣や環境学習メニュー化の充実を促進します。
- ・各種団体と連携して ESD 視点の環境学習プログラムを普及させます。
- ・環境白書や市ホームページ、また、市の行事・イベント等で環境の状況・情報及び施策の推進状況を公開していきます。
- ・「エコライフ・チェックシート」を作成・活用し、地球温暖化防止の取組への関心を高めます。
- ・市民、事業者、ボランティア団体等の環境保全活動を広く周知するとともに、表彰制度を実施します。
- ・環境保全の取組への補助制度の充実を図り、支援します。
- ・事業者にも事業系ごみの取扱い情報を提供するとともに、市環境保全条例を周知します。
- ・環境保全活動を通じた市民や団体間の交流促進や、地域の美化活動、資源回収の推進により、環境保全活動や地域コミュニティの活性化を図ります。

市 民

- ・低公害車を選び、エコドライブを心がけましょう。
- ・遠距離移動には積極的に公共交通機関を利用しましょう。また、近距離移動には公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- ・食用油は再利用し、廃棄時は適切に処理するとともに、流しや排水口にネットを使い、調理くずを流さないようにしましょう。
- ・環境にやさしい洗剤等を使用しましょう。
- ・公共下水道、集合処理施設には早めに接続し、処理区域外では合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ・節水を心がけ、お風呂の残り湯を再利用しましょう。また、雨水タンクの導入を検討しましょう。
- ・飲用井戸は定期的に水質検査を行い、適切に維持管理しましょう。
- ・騒音や悪臭で近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・ごみ出しルールを守り、ごみ収集所を適正に管理しましょう。
- ・ごみ収集所の適正な管理、側溝の清掃等により、ごみの散乱や悪臭を未然に防止しましょう。
- ・原子力及び放射線に関する情報に関心を持ち、知識を深めましょう。
- ・フロン類使用製品の廃棄はルールに従い適正に処理しましょう。
- ・地域の美しい景観の保全・活用に協力しましょう。
- ・住宅の新築、増改築時には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- ・家庭に花や緑を増やし、地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。

- ・環境学習会、自然観察会に参加し、知識を深めましょう。
- ・家族で山、川、海等に出かけ、身近な自然に親しみましょう。
- ・市及び各種団体が行う学習会や講演会に積極的に参加しましょう。
- ・環境問題について家族で話し合い、一緒に考えましょう。
- ・自分が住んでいる地域の環境問題についてみんなで話し合いましょう。
- ・環境保全の取組を日常生活で実践しましょう。
- ・エコライフ・チェックシートで脱炭素の取組をチェックしましょう。
- ・生活と環境問題の関わりを考えましょう。
- ・清掃活動や美化活動に参加しましょう。
- ・市及び活動団体と交流し、情報交換を行うことにより、環境保全活動を活発化しましょう。
- ・地域に伝わる生活の知恵を学び実践しましょう。
- ・環境について学んだ知識や体験を次の世代に伝えましょう。

事 業 者

- ・業務用施設及び設備は定期点検・整備を行い、適切に維持管理しましょう。
- ・低公害車の導入とエコドライブを実践しましょう。
- ・通勤等には公共交通機関や自転車の利用に努めましょう。
- ・フロン類使用製品の廃棄は適正に処理しましょう。
- ・法令を遵守するとともに、排出ガスの状況を定期的に把握し、公害防止に努めましょう。
- ・排水処理施設を適切に維持管理し、水質汚濁を防止するとともに、定期的に排水の水質調査を行い、その結果を公表しましょう。
- ・公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設には早めに接続し、処理区域外では合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ・土壌汚染又は水質汚濁を未然に防止するため、油等の有害物質は適切に処理しましょう。
- ・水資源を有効に利用するため、節水装置の導入、雨水タンクの導入を促進しましょう。
- ・家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理・処分を行いましょう。
- ・騒音、振動の発生に注意し、低騒音・振動型の機械を使用しましょう。
- ・化学物質、農薬を適切に使用・管理しましょう。
- ・環境情報を公開し、地域住民とコミュニケーションを深めましょう。
- ・地域の景観に配慮した事業活動に努めましょう。
- ・敷地内に樹木や花壇を設置しましょう。
- ・地域の環境美化活動に積極的に協力・参加しましょう。

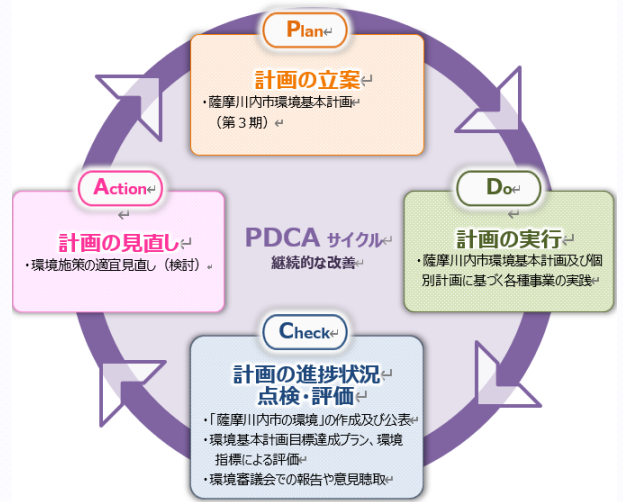
- ・最新技術の導入や情報収集で環境負荷を低減しましょう。
- ・環境情報を事業活動に反映させましょう。
- ・省資源・省エネルギー、ごみの排出抑制を実践しましょう。
- ・社員に環境教育を行い、環境意識を高めましょう。
- ・学習会、講演会等に積極的に参加しましょう。
- ・環境教育・学習の機会や場所の提供、人材の派遣等に協力しましょう。
- ・環境配慮行動を広く周知しましょう。
- ・環境関連イベント・行事に参加し、事業活動で得た知識や技能を活用して協力しましょう。
- ・環境認証の取得、ごみ処理の減量化・資源化、省エネの取組等、環境を保全するための社内体制の整備を進めましょう。
- ・事業者間の交流及び情報交換に努めましょう。
- ・地元住民との交流、意見交換を行いましょう。
- ・環境保全に関して、事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを情報発信しましょう。

第4章 計画の推進

計画の進行管理

本計画は、「PDCA サイクル」を用いて定期的な点検・評価を行うことにより、環境施策を適宜見直し、環境について継続的な改善を図っていきます。計画の進行管理（PDCA サイクル）は年度毎に実施し、翌年度に結果を報告します。

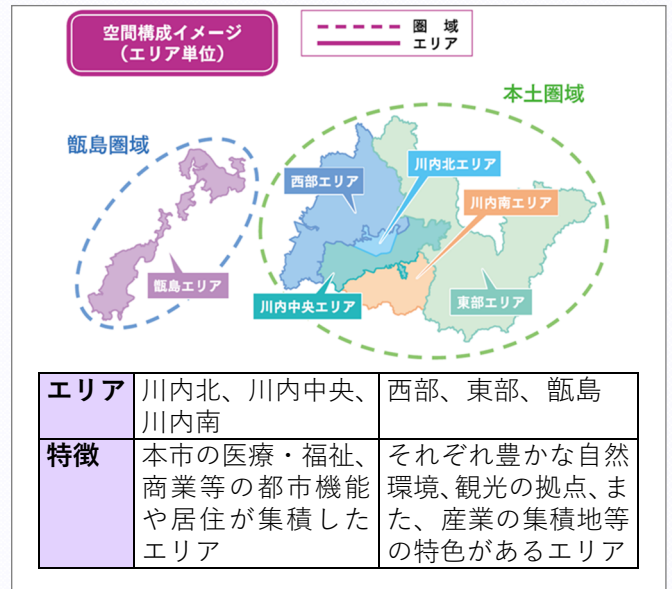
本計画の実効性を高めるため、施策や事業の進捗状況を本市の環境白書「薩摩川内市の環境」や市のホームページ等により広く公表します。また、進捗状況を薩摩川内市環境審議会に報告し、意見を聴きます。



地域別施策

本市は大きく本土圏域、甌島圏域に分かれ、さらに右図のエリアに区分できます。「川内北」、「川内中央」及び「川内南」は本市の医療・福祉、商業等の都市機能や居住が集積したエリア、「西部」、「東部」及び「甌島」は、それぞれ豊かな自然環境、観光の拠点、産業の集積地等の特色があるエリアです。

本計画本編では、「第3章 施策の展開」に記載されている施策について、地域を「川内北・中央・南」、「西部」、「東部」、「甌島」の4つに区分し、各地域の地域特性に従い、特に率先して取り組むべき施策等を整理しています。



重点プロジェクト

第3次薩摩川内市総合計画では、重点戦略プランとして、「社会チャレンジ戦略」、「環境チャレンジ戦略」、「経済チャレンジ戦略」、「実現チャレンジ戦略」の4つの戦略が掲げられています。

本計画本編では、「環境チャレンジ戦略」のうち、「自然環境保全プロジェクト」、「サーキュラー都市環境プロジェクト」、「次世代エネルギープロジェクト」に関連する施策（「第3章 施策の展開」に記載）を抜粋し、横断的かつ重点的・戦略的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として整理しています。

第3次総合計画の重点戦略プラン		
1	社会チャレンジ戦略	
2	環境チャレンジ戦略	自然環境保全プロジェクト
		サーキュラー都市環境プロジェクト
		次世代エネルギープロジェクト
		国土強靱化プロジェクト
3	経済チャレンジ戦略	
4	実現チャレンジ戦略	

薩摩川内市環境基本計画（第3期） 概要版
 編集・発行：薩摩川内市 市民安全部 環境課
 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
 TEL：0996-23-5111 FAX：0996-20-5570